

# いじめ防止に向けた昭島市の取組

昭島市ではいじめを撲滅し、市立小・中学校に通うすべての児童・生徒が、生き生きとした学校生活を送れるよう、「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」を策定し、いじめ防止に向けた取組を推進していきます。

## 昭島市いじめ防止5つの提言

### いじめは絶対に許されません

昭島市、教育委員会、学校、家庭、地域など、子どもを取り巻く大人は、いじめ問題に対して次のような姿勢で取り組みます。



### 1 子どもたちが安心できる学校・地域をつくります

学校や地域の大人は、地域での行事等を通して子どもたちとコミュニケーションを十分に取  
り、相談しやすい信頼関係をつくり、子どもたちが不安や悩みを乗り越え、安心して生活できる  
ようにします。

### 2 ささいないじめも見逃しません

ささいなケースを黙認したり看過したりすることなく、いじめの兆候がある場合には、組織的  
にきめ細かく対応し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。

### 3 いじめ問題の要因・背景にも目を向けます

いじめを生み出す土壌や要因、雰囲気になかったかなど、いじめが起きた要因の分析やいじめ  
を行った児童・生徒への事後対応にも配慮していきます。

### 4 いじめ問題は学校、家庭、地域で取り組みます

学校、保護者、青少年対策地区委員会、民生・児童委員、人権擁護委員、スクールカウンセラー、  
スクールソーシャルワーカーなど多くの大人の関わりを生かし、関係者、関係機関が連携して相  
談体制を構築するとともに、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に向けた取組を行います。

### 5 小・中学校で連携していじめ問題に取り組みます

いじめの防止においても、生徒会を中心とした中学生が小学生へいじめ防止の呼びかけを行う  
など、中学校区を単位とした小・中連携により、児童・生徒が自ら考え、いじめの行為を抑制で  
きる主体的な活動を取り入れていきます。

昭島市教育委員会（令和6年4月）  
（昭島市いじめ問題防止会議）





# いじめ問題への基本的な考え方

(「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」より)



## いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものである。

## いじめの防止について

- ・児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促します。
- ・児童・生徒がいじめについて考え、行動する機会を教育課程に位置付け、教育活動の充実を図ります。
- ・すべての児童・生徒が安心して、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくりを行います。
- ・いじめ問題に対しては、地域や保護者（家庭）、関係機関が一体となって取り組みます。

## いじめの早期発見に向けて

- ・児童・生徒が、一人以上の大人に相談できる環境づくりをします。
- ・児童・生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知すること、また、一人で判断することなく組織的に情報を共有し、判断して対応します。
- ・いじめの早期発見のために、年3回以上のアンケート調査を行い、児童・生徒の心の状況を把握します。
- ・地域や保護者（家庭）と連携した、児童・生徒の見守り体制を構築します。

## いじめへの対処

- ・いじめへの対処は組織的に行います。
- ・いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けている児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するとともに、継続した見守り、支援を行います。
- ・いじめの行為に対して、毅然とした指導を行い、直ちにその行為を止めさせるようにします。また、いじめをした児童・生徒に対しては、事情を確認するだけでなく、周囲の情報も収集して適切に指導及び継続的な支援を行います。
- ・重大事態が疑われる場合には、ためらうことなく関係機関と連携し、対応を行います。

## 保護者(家庭)や地域、関係機関との連携

- ・学校運営協議会、学校評議員会、PTA等保護者との組織、地域の関係団体といじめ問題を含む児童・生徒の健全育成について連携して対策を進めます。
- ・より多くの大人が児童・生徒の悩みや相談を受け止められるよう、学校は、保護者（家庭）、地域、関係機関と組織的に連携・協働する体制を構築します。
- ・学校が児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導に十分な効果が表れない場合には、関係機関と適切に連携します。
- ・児童・生徒とその保護者（家庭）には、相談窓口を周知します。

～いじめに関する相談はこちらへお問い合わせください～

昭島市教育福祉総合相談 042-519-2290 昭島市いじめ相談ホットライン 042-543-7633

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00